

みえの輝く女子プロジェクト事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 業務名
みえの輝く女子プロジェクト事業
- (2) 業務内容
別紙 1 - 1 業務委託仕様書による
- (3) 委託期間
契約日から令和 4 年 3 月 1 8 日(金)
- (4) 契約上限額
3,665,186 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「みえの輝く女子プロジェクト事業企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーションにより審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案資料の提出

- 提出期限 令和 3 年 7 月 2 日(金) 17 時まで(必着)
- 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課
- 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送等による送付
(メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)
- 受理の確認 企画提案書を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当課・連絡先に受理の確認をしてください。

(2) プレゼンテーションの実施

開催日 令和 3 年 7 月 8 日(木)(予定)

Web会議システムを活用したプレゼンテーションを実施する予定です。

プレゼンテーションの詳細については、7 月 5 日(月)以降に、企画提案資料記載の連絡先に電子メールまたはファクシミリ等にて連絡します。

プレゼンテーションの実施日については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

その他

- ・出席者は 3 名以内とします。
- ・説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書のみによるものとします。
(パワーポイント等の使用は不可。)

3 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部
5項に掲げる参加資格を全て満たしていることの誓約を記載した申請書及び添付書類（登記簿謄本又は登記事項証明書 コピー可）
- (2) 企画提案書 9部
原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ11ポイント以上。
表紙を含め20ページ以内（長辺側を綴じてください）。
- 記載内容
- 企画提案書に記載された内容を基に、三重県と協議のうえ、委託契約を締結します。企画提案書には、実際に履行可能な内容をできる限り具体的に記載してください。
- 実施主体
- ア 団体名、所在地、組織図、業務実施体制など
- イ 同様の事業についての実績の有無及びその内容、事業を遂行するための技術やノウハウ
- 事業内容
- ・別紙業務委託仕様書に基づく「女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等の支援」、「みえの輝く女子フォーラム2022の開催」について、その実施手法を効果も含め、具体的に提案してください。
 - ・「女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等の支援」については、別紙業務委託仕様書に記載の「アドバイザーの活用を促す取組」も具体的に提案してください。
 - ・「みえの輝く女子フォーラム2022の開催」については、基調講演のテーマ・講師案を併せて提案してください。
 - ・各業務について新型コロナウイルス感染症感染拡大により集客による実施ができない場合の代替案も併せて提案してください。
- 進行管理の体制
- 業務の円滑な進行管理ができる体制や、県との調整、業務実施・報告等のスケジュールについて提案してください。
- (3) 契約実績証明書（第2号様式） 1部
過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績について記載してください。
- (4) 共同体等、複数者から成る組織による参加の場合の資料 9部
（コピー可。ただし、共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）については、原本1部要）
共同事業体協定書兼委任状及び組織の規定・会則を企画提案書とは別に提出してください。

- (5) 見積書 9部（コピー可。ただし原本1部要）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

別紙業務委託仕様書で指定する「みえの輝く女子フォーラム2022」の開催会場に係る経費については、控室等を含め開催に必要なものは全て見積額に含めてください。

また、別紙業務委託仕様書に基づく業務実施に伴い発生する以下の経費については、見積額には含めないでください。

・「チェンジ・デザイン・アワード2022」表彰式における表彰状、トロフィーの経費（三重県で別途準備するため）

- (6) 提案事業者の概要書 9部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）
組織体制（主な企業等を含む）沿革等を簡潔に記載したもの。

4 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

- (1) 目的との合致

委託業務の趣旨を理解し、具体的な提案となっているか。

- (2) 企画性

提案の内容は、トップ及び男性の意識改革や一般事業主行動計画の策定など、事業所における女性活躍の取組を促すような効果的なものであるか。

- (3) 実行性

実現可能な提案となっているか。また、提案された企画が確実に実行できる体制が整備され、企画を実現するための実施スケジュールが具体的であるか。

- (4) 専門性

業務の実施に資する知識や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があるか。

- (5) 意欲・創意工夫

本事業に対する意欲や、独自の工夫がみられるか。

5 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 共同体での参加も可能とする。
ただし、その場合は当該共同体の構成員が単体で参加することはできない。
なお、各構成員は、(1) ～ (5) の条件を全て満たすこと。

6 委託契約締結

- (1) 最優秀提案者と委託契約を締結します。
なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各 1 部必要になります。
消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金の額は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上とします。
ただし、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 1 9 9 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 1 7 4 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 1 0 0 分の 3 0 以上とします。
なお、三重県会計規則第 7 5 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
三重県会計規則第 7 5 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出することとします。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

断固として不当介入を拒否すること。

警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

委託者に報告すること。

契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

- (2) 受託者が(1)又はの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとします。

10 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間

令和3年6月25日(金)17時まで

- (2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、12項記載の担当課・連絡先まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、お名前、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

- (3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

- (4) 質問に対する回答

質問者には、電子メール・電話のいずれかより回答させていただくとともに、三重県ホームページにて回答を掲載します。

11 その他

(1) その他特記事項

企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。

企画提案書提出後、最優秀提案者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。

本業務により収集した住所、お名前、連絡先等の個人情報は本業務にのみ使用します。また、三重県個人情報保護条例に従って適切に管理し、公表はいたしません。また、提出のあった各提案書については、返還しません。

提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により委託業務の内容に変更が生じるときは、県と協議することとします。そのときには委託料を減額する場合があります。

その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

(2) 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができます。

(ア) 閲覧資料

- ・第3次三重県男女共同参画基本計画
- ・第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画
- ・ダイバーシティみえ推進方針

三重県ダイバーシティ社会推進課ホームページからもご覧いただくことができます。

<第3次三重県男女共同参画基本計画>

https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/p0009800003_00002.htm

<第3次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画>

https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/000203800_00001.htm

<ダイバーシティみえ推進方針>

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0011500103.htm>

(イ) 閲覧場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課

(ウ) 閲覧期間

令和3年7月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
9時から16時まで

(エ) その他

- ・閲覧資料の持ち出し及びコピーについてはお受けいたしかねます。

- ・閲覧を希望される方が重複した場合には、お待ちいただくことがありますので御了承ください。

12 担当課・連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課
男女共同参画班 西口幸奈、塩見太

電 話 : 059-224-2225 ファクシミリ : 059-224-3069

Eメール : iris@pref.mie.lg.jp